

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(国土交通省 国土政策局 広域地方政策課)

項 目 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要及び要望の内容】</b>                  関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度に係る現行措置について、適用期限を 2 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物及び附属設備 取得価額 3.5 億円以上 6/100</li> <li>・ 機械及び装置 取得価額 400 万円以上 12/100</li> </ul> <p>※対象資産を新設又は増設したものに限定</p> <p><b>【関係条文】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 促進法 第 10 条</li> <li>・ 租税特別措置法 第 44 条</li> <li>・ 同法施行令 第 28 条の 4</li> </ul>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	( ▲ 5	百万円)
	(改正増減収額)	( —	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。

また、平成 28 年 3 月には、国（国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね 10 年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んできた。令和 3 年 6 月には、前半 5 年間の取組を踏まえ、本プランを改訂し、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 施策の必要性

促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

平成 27 年 8 月に閣議決定された第二次国土形成計画（全国計画）では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流（ナレッジ・リンク）、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び集積する大学、研究機関等の重要な知的・人的資源の活用等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。第二次国土形成計画（全国計画）を受けて平成 28 年 3 月に策定された関西広域地方計画においても、「イノベーションを支える知の拠点」、「高度な知的人材集積」の拠点として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。

また「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 閣議決定）においては、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を引き続き推進していく必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	促進法第10条（税制上の措置） 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標124 関西文化学術研究都市における立地施設数
		政策の達成目標	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>政策評価における参考指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和7年度末で165施設※）としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p> <p>※令和4年度までの政策評価チェックアップ指標では171施設となっていたところ、令和5年度政策評価チェックアップ指標設定に当たって165施設へと改定</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和6年度までの目標については施設立地目標を162施設とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	<p>文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、令和4年4月時点で152の研究所用施設等が立地している。</p> <p>施設整備率については、令和4年4月時点で都市全体で54.1%となっている。</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる企業は、令和5年度に4社、令和6年度に2社ある。
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		本特例措置により、税収は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれることに加え、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出・育成等の効果が期待される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	促進法第11条（地方税の不均一課税に伴う措置）	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	—																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	—																
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。</p> <p>しかしながら、研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての的確である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>過去の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>適用額 (百万円)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2(2)件</td> <td>39.6(39.6)</td> <td>9.2(9.1)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2(1)件</td> <td>53.6(18.5)</td> <td>12.4(4.3)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1(10)件</td> <td>20.1(253.4)</td> <td>4.7(58.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載、減収額は適用額×法人税率（0.232）により算出。</p> <p>※前回要望時の適用件数及び減収額は（）内のとおり。</p> <p>前回の推計値と乖離している原因は、立地後、税制の対象となる研究部分の投資額を精査した結果、本特例措置の取得価額要件を満たさなかったものがあること等が考えられる。</p>		適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	平成30年度	2(2)件	39.6(39.6)	9.2(9.1)	令和元年度	2(1)件	53.6(18.5)	12.4(4.3)	令和2年度	1(10)件	20.1(253.4)	4.7(58.8)
		適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)														
平成30年度	2(2)件	39.6(39.6)	9.2(9.1)															
令和元年度	2(1)件	53.6(18.5)	12.4(4.3)															
令和2年度	1(10)件	20.1(253.4)	4.7(58.8)															
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項： 第44条</p> <p>② 適用件数： 平成30年度：2件 令和元年度：2件 令和2年度：1件</p> <p>③ 適用額： 平成30年度：39.6百万円 令和元年度：53.6百万円 令和2年度：20.1百万円</p>																	

<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地に当たっては、事業者の投資促進という面で極めて有効に機能している。本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に対するアンケート結果では、「初期投資が大きいので会社運営は非常に助かった」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>政策評価における業績指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和4年度末で165施設）としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年4月1日時点の立地施設数は152施設である。これは立地予定施設の立地時期が延期になったこと、閉鎖された施設があったこと等によるものである。また、施設整備率は54.1%で前回要望時の数値より下回っているが、これは令和4年4月の京都府域の建設計画の変更において一部地区の区域が変更されたことによるものである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和62年度：創設</li> <li>・平成元～25年度：2年間延長、特別償却率の縮減等</li> <li>・平成27年度：延長(対象資産を新設又は増設したものに限定)</li> <li>・平成29年度：延長（取得価額要件の引上げ）</li> <li>・平成31(令和元)年度：延長（取得価額要件の引上げ）</li> <li>・令和3年度：延長（取得価額要件の引上げ）</li> </ul>